

## 鳥栖市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鳥栖市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥栖市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

### (策定委員)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 市民関係団体の代表
  - (3) 関係官公署の職員
  - (4) 小中学校長の代表
  - (5) 保健・医療・福祉関係団体の代表
  - (6) その他、計画策定に必要な者
- 3 策定委員会の委員の任期は、委嘱をした日から、地域福祉計画策定終了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (成果の報告)

第6条 委員長は、策定委員会の所掌事項に係る成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。